

栄村空家等対策計画
(第2期)

令和4年3月

長野県下水内郡栄村

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画の目的	
2 計画の位置付け	
3 計画期間	
4 計画対象地区	
5 対象とする空家等の種類	
第2章 空家等の現状と課題	3
1 空家等の現状	
2 空家等に関する課題	
3 これまでに講じてきた空家等に関する対策	
第3章 空家等対策の基本方針と具体的な施策等	5
1 基本方針	
2 具体的な施策等	
第4章 特定空家等に対する措置と基準	7
1 特定空家等に対する措置の方針	
2 特定空家等の判断基準	
3 特定空家等に対する措置の実施	
4 特定空家等の対応フロー図	
第5章 空家等対策に関する実施体制	12
1 庁内の役割分担	
2 関係機関との連携	
3 空き家等対策協議会の設置	
4 住民等からの空家等に関する相談等への対応	
関連資料	13
空家等対策の推進に関する特別措置法	
栄村空き家等対策協議会設置要綱	

第1章 計画の概要

1 計画の目的

近年、全国的に人口減少や既存の住宅・建築物の老朽化、社会的ニーズや産業構造の変化等に伴い、居住その他の使用がなされていないことが常態である空家等が年々増加している。

空家等については、適切な管理が行われず、結果として安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害等多岐にわたる問題を生じさせ、ひいては地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすことが懸念されている。

このような状況の中、平成27年5月26日には「空家等対策の推進に関する特別措置法（以下、「法」という。）」が完全施行され、市町村は空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するよう努めるものとされた。

本村においても、空家等の増加や空家等がもたらす問題が顕在化してきたことから、これまで以上に村民の安全・安心の確保と生活環境の保全を図るため、「栄村空家等対策計画」を策定し、この計画に基づいて空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

【「空き家」の表記について】

「空家等対策の推進に関する特別措置法」に合わせ、本計画では「空家」と表記する。ただし、「空き家バンク」や「空き家等対策協議会」等の固有名詞となっているものについては、そのまま表記する。

2 計画の位置付け

この「栄村空家等対策計画」は、法第6条第1項の規定に基づき、本村の空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な考え方を示したもので、「栄村総合振興計画」と整合を図るものとする。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和4年度を初年度として令和8年度までの5年間とする。

なお、空家等に関する施策等の改正及び社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて本計画を見直すこととする。

4 計画対象地区

空家等の対策を実施する区域は、本村全域とする。

5 対象とする空家等の種類

本計画において対象とする空家等の種類は、法第2条第1項に規定されている

「空家等」及び法第2条第2項に規定されている「特定空家等」とし、活用促進の観点からその跡地（空地）についても対象とする。

また、「別荘等」についても、将来的に空家等になる可能性があるとともに、適切に管理されなければ、空家等と同様の問題を生じさせることから、「空家等」に準ずるものとして対象とする。

【用語の定義】

「空家等」（法第2条第1項）

建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む）。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

なお、「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」（平成27年2月26日付け総務省・国土交通省告示第1号）においては、1年以上使用実績がないことが1つの基準になるとしている。

「特定空家等」（法第2条第2項）

- ・そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態と認められる空家等
- ・そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態と認められる空家等
- ・適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態と認められる空家等
- ・その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態と認められる空家等

「別荘等」（村独自規定）

建築物又はこれに附属する工作物であって日常的な居住の用に供されていないが年1回以上使用されるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む）。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

第2章 空家等の現状と課題

1 空家等の現状

村内における空家等については、令和3年度に行った実態調査の結果から次のとおりとなっている。

【地域別軒数】

	空家等	別荘等	計
水内地域	20	17	37
西部地域	9	19	28
東部地域	14	28	42
秋山地域	29	24	53
計	72	88	160

【建築年代別軒数】

	空家等	別荘等	計
昭和56年以降	9	15	24
昭和55年以前	21	49	70
明治以前	7	10	17
不明	35	14	49
計	72	88	160

2 空家等に関する課題

本村では空家等の所有者等の高齢化の進行等により、今後、管理不全な空家等が増加することが想定されている。

管理不全な空家等が増加することで、建物の倒壊、屋根・外壁・窓ガラスの飛散等により地域住民に危険を及ぼす可能性が高まるほか、地域の防犯・衛生・景観等の面での悪影響が生じることが懸念されている。

また、本村には別荘等として使用されている住宅が多数存在しており、今後、所有者等の高齢化の進行等により、別荘等が空家等になることが懸念されている。

3 これまでに講じてきた空家等に関する対策

(1) 空家等実態調査の実施

村内の空家等の実態把握を目的として、平成24年度から2年毎に、空家等の所有者等に対する書面調査と、担当職員による空家等の実地調査を実施している。

(2) 空き家バンクの運営

村内の空家等の有効活用を目的として、平成 29 年度から空家等の売買や賃貸に関する情報を提供する「空き家バンク」を運営している。

(3) 空家等の有効活用に対する助成の実施

次のとおり空き家バンクを通じて村内の空家等を取得又は借受した者に対して、その取得及び改修に要する費用を助成している。

- ・ 空き家活用等事業補助金（令和元年度から令和 2 年度まで）
- ・ 若者定住マイホーム支援事業補助金（令和 3 年度から）
- ・ 住宅リフォーム支援事業補助金（令和 3 年度から）

(4) 空家等を活用した村民住宅の整備

平成 29 年度に村内の空家等を改修し、村民住宅として整備した。

第3章 空家等対策の基本方針と具体的な施策等

1 基本方針

(1) 実態の把握

定期的に調査を行うことで、村内の空家等の実態把握に努める。

(2) 適切な管理の促進

空家等は個人の財産であることから、所有者等に対して、空家等を適切に管理するよう促す。

(3) 安全・安心の確保と生活環境の保全

特定空家等に対して、法第14条の規定に基づく措置を講じることで、村民の安全・安心の確保と生活環境の保全を図る。

(4) 有効活用の推進

比較的状态の良い空家等や空家等の跡地について、売買や賃貸による有効活用を推進する。

2 具体的な施策等

(1) 空家等実態調査の実施

2年毎に、空家等の所有者等に対する書面調査と、担当職員による空家等の実地調査を実施し、空家等の存在やその管理状態等の実態を把握するとともに、空家等の台帳を整備する。管理不全な空家等については、特定空家等の認定の判断材料等とするため、その状態をより具体的に把握する。

なお、調査にあたっては、固定資産課税台帳の情報を活用することで、空家等の所有者等を把握するとともに、必要に応じて、地域住民等への聞き取り等も行う。

(2) 所有者等に対する適切な管理の依頼

年1回、空家等の所有者に対して、書面等により具体的な方法を示した上で、空家等を適切に管理するよう依頼する。また、管理不全な空家等の所有者等に対して、必要に応じ、管理不全な状態を具体的に示した上で、措置を講じるよう依頼する。

(3) 特定空家等の認定と措置の実施

空家等実態調査等により把握した管理不全な空家等のうち特定空家等に該当するものに対して、必要に応じ、空き家等対策協議会の意見を踏まえながら、法第14条の規定に基づく助言・指導や命令等の措置を講じる。

(4) 空き家バンクの運営と充実

空き家バンクを運営することで、村内の空家等やその跡地の売買や賃貸に関する情報を空家等の利用希望者に提供する。また、空家等の所有者等に対して、様々な機会を通じて空き家バンクへの登録を促すことで、その充実を図るとともに、移住・定住対策とも連携することで、空き家バンクの利用促進を図る。

(5) 空家等の有効活用に対する助成の実施

空き家バンクを通じて村内の空家等を取得又は借受した者に対して、空家等の取得及び改修に要する費用を助成する。

第4章 特定空家等に対する措置と基準

1 特定空家等に対する措置の方針

特定空家等に対して、法第14条の規定に基づく措置を講ずるか否かについては、空家等の物的状態と人命や環境への影響度及び危険等の切迫度等を勘案して、総合的に判断する必要がある。

そのため、『「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）』を参考に、空き家等対策協議会の意見を踏まえ、村長が判断する。

2 特定空家等の判断基準

空家等のうち、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれがある状態、そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態又はその他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態で、次に示す状態にあると認められるもの等を特定空家等とする。

ただし、以下に列挙したものは、状態の例示であることから、個別の事案に応じてこれによらない場合も空き家等対策協議会の意見を踏まえて適切に判断する。

(1) そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれがある状態

状態	建物の部位		状態の例
建築物が倒壊等著しく保安上危険又は将来そのような状態になることが予想されるもの	建築物全体		部材の破損や不同沈下等、建築物に著しい傾斜が見られ、1/20超の傾斜が認められる状態
	建築物の構造耐力上主要な部分	基礎および土台	次のいずれかの状態 ・基礎の破損または変形 ・土台の腐朽又は破損 ・基礎と土台にずれが発生
柱、はり、筋かい、柱とはりの接合等		次のいずれかの状態 ・柱、はり、筋かいの腐朽、破損又は変形 ・柱とはりにずれが発生	
屋根、外壁等が脱落、飛散等するおそれがあるもの	屋根ふき材、ひさし又は軒		・屋根の変形 ・屋根ふき材の剥落 ・軒の裏板、たる木等の腐朽 ・軒のたれ下がり ・雨樋のたれ下がり

	外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・壁体の破損等により貫通する穴の存在 ・外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損による下地の露出 ・外壁のモルタルやタイル等の外装材の浮き
	看板、給湯設備、屋上水槽等	<ul style="list-style-type: none"> ・看板の仕上材料の剥落 ・看板、給湯設備、屋上水槽等の転倒 ・看板、給湯設備、屋上水槽等の破損又は脱落 ・看板、給湯設備、屋上水槽等の支持部分の腐食
	屋外階段又はバルコニー	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外階段、バルコニーの腐食、破損又は脱落 ・屋外階段、バルコニーの傾斜
	門又は壁	<ul style="list-style-type: none"> ・門、塀のひび割れ、破損 ・門、塀の傾斜
擁壁が老朽化し危険となるおそれがあるもの	擁壁	<ul style="list-style-type: none"> ・擁壁表面に水のしみ出し、流出 ・水抜き穴の詰まり ・ひび割れの発生

(2) そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態

以下のア又はイに掲げる状態（将来そのような状態になることが予見される場合を含む。）に該当するか否かにより判断する。

ア 建築物又は設備等の破損等が原因で、以下の状態にあるもの

状態の例	<ul style="list-style-type: none"> ・吹付け石綿等が飛散し、暴露する可能性が高い状況 ・浄化槽等の放置、破損等による汚物の流失、悪臭の発生があり、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている状態 ・排水等の流出による悪臭の発生があり、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている状態
------	---

イ ごみ等の放置、不法投棄が原因で、以下の状態にあるもの

状態の例	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ等の放置、不法投棄による悪臭の発生があり、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている状態
------	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ等の放置、不法投棄により、多数のねずみ、はえ、蚊等が発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている状態
--	--

(3) 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態

以下のア又はイに掲げる状態に該当するか否かにより判断する。

ア 適切な管理が行われていない結果、既存の景観に関するルールに著しく適合しない状態となっているもの

イ その他、以下のような状態にあり、周囲の景観と著しく不調和なもの

状態の例	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根、外壁等が、汚物や落書き等で外見上大きく傷んだり汚れたまま放置されている状態
	<ul style="list-style-type: none"> ・多数の窓ガラスが割れたまま放置されている状態
	<ul style="list-style-type: none"> ・看板が原型を留めず本来の用をなさない程度まで、破損、汚損したまま放置されている状態
	<ul style="list-style-type: none"> ・立木等が建築物の全面を覆う程度まで繁茂している状態
	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内にごみ等が散乱、山積したまま放置されている状態

(4) その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

以下のア、イ又はウに掲げる状態に該当するか否かにより判断する。

ア 立木が原因で、以下の状態にあるもの

状態の例	<ul style="list-style-type: none"> ・立木の腐朽、倒壊、枝折れ等が生じ、近隣の道路や家屋の敷地等に枝等が大量に散らばっている状態
	<ul style="list-style-type: none"> ・立木の枝等が近隣の道路等にはみ出し、歩行者等の通行を妨げている状態

イ 空家等に住みついた動物等が原因で、以下の状態にあるもの

状態の例	<ul style="list-style-type: none"> ・動物の鳴き声その他の音が頻繁に発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている状態
	<ul style="list-style-type: none"> ・動物のふん尿その他の汚物の放置により臭気が発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている状態
	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地外に動物の毛又は羽毛が大量に飛散し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている状態
	<ul style="list-style-type: none"> ・多数のねずみ、はえ、蚊、のみ等が発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている状態
	<ul style="list-style-type: none"> ・住みついた動物が周辺の土地・家屋等に浸入し、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある状態

	・シロアリが大量に発生し、近隣の家屋に飛来し、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある状態
--	--

ウ 建築物等の不適切な管理等が原因で、以下の状態にあるもの

状態の例	・門扉が施錠されていない、窓ガラスが割れている等不特定の者が容易に侵入できる状態で放置されているもの
	・屋根の雪止めの破損など不適切な管理により、空き家からの落雪が発生し、歩行者等の通行を妨げている状態
	・周辺の道路、家屋の敷地等に土砂等が大量に流出している状態

3 特定空家等に対する措置の実施

(1) 助言又は指導

村長は、所有者等による適切な管理が必要な特定空家等であると判断した場合は、ガイドライン第3章3の手続により、所有者等に対し法第14条第1項の規定に基づき助言又は指導を実施する。

(2) 勧告

助言又は指導を実施しても特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、ガイドライン第3章4の手続により、所有者等に対し法第14条第2項の規定に基づき勧告を実施する。

(3) 命令

勧告を実施しても正当な理由なくその勧告に係る措置をとらない場合で、特に必要があると認めるときは、ガイドライン第3章5の手続により、所有者等に対し法第14条第3項から第8項の規定に基づき命令を実施する。

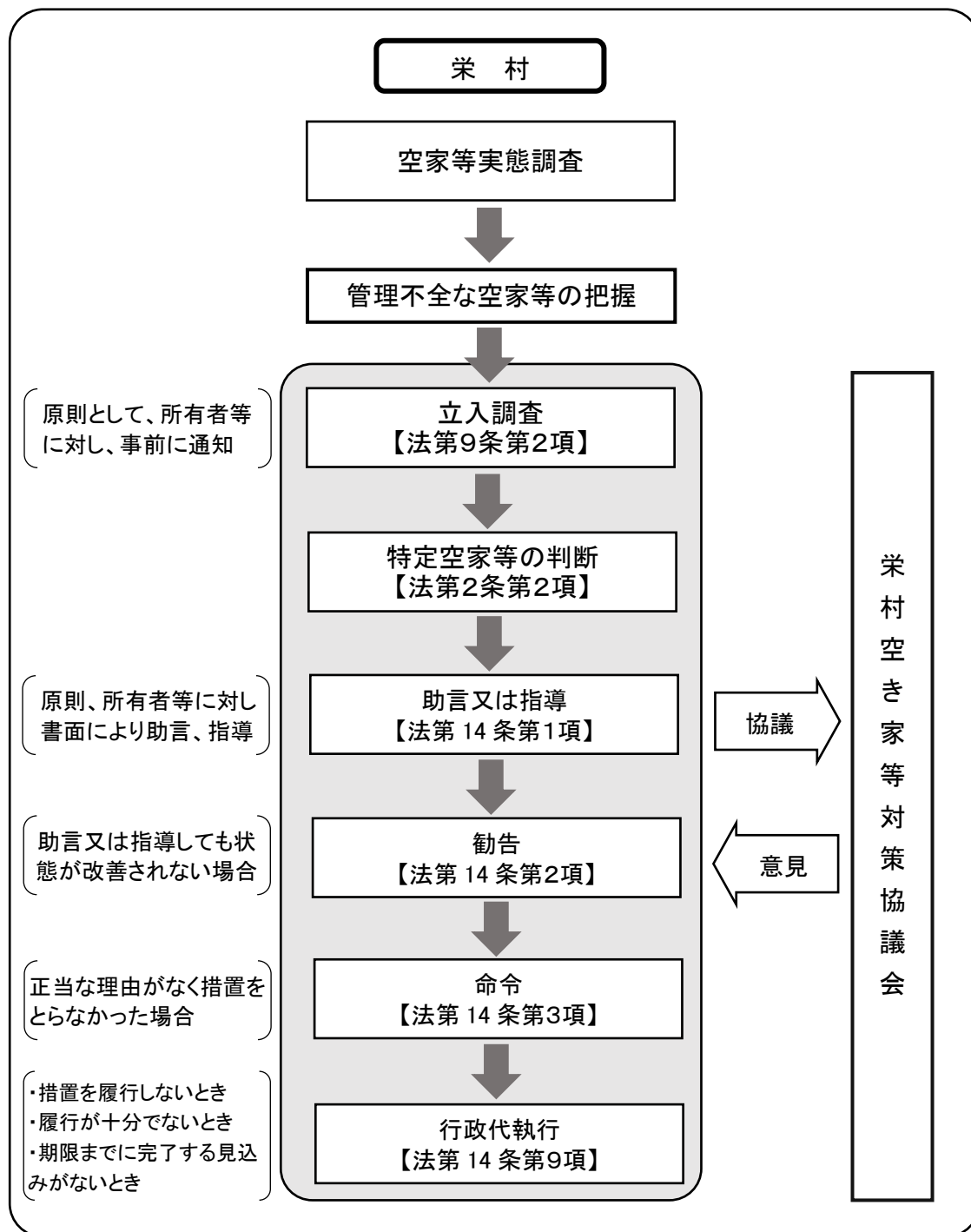
(4) 行政代執行

命令を受けた者が、その措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても期限までに完了する見込みがないときは、ガイドライン第3章6の手続により所有者等に対し、法第14条第9項の規定に基づき行政代執行を実施する。

(5) 略式代執行

法第14条第3項に基づく措置を命ぜられるべき者を確知することができない場合は、ガイドライン第3章7の手続により、法第14条第10項の規定に基づき略式代執行を実施する。

4 特定空家等の対応フロー図



第5章 空家等対策に関する実施体制

空家等の対策を効果的かつ効率的に実施するため、空家等の対策に関連する関係部署及び関係機関との連携体制を整備するとともに、空き家等対策協議会を設置する。

1 庁内の役割分担

課名	役割
総務課	<ul style="list-style-type: none">・災害対策及び災害時の応急措置等に関すること・防災及び防犯等に関すること・空家等の固定資産課税台帳等の情報提供に関すること
民生課	<ul style="list-style-type: none">・生活環境（悪臭・衛生害虫、不法投棄等）等に関すること
建設課	<ul style="list-style-type: none">・空家等対策計画に関すること・空家等の実態調査及び台帳の整備に関すること・特定空家等に対する措置に関すること・空家等及び空家等の跡地の有効活用に関すること・空き家バンクに関すること・空き家等対策協議会及びその他関係機関との連絡調整に関すること・空家等を含む住宅の取得及び改修等への助成に関すること・住民等からの空家等に関する相談等への対応に関すること・移住及び定住対策に関すること・道路及び水路の安全確保等に関すること
商工観光課	<ul style="list-style-type: none">・景観に関すること

2 関係機関との連携

国や県等の関係機関から必要な情報の提供及び技術的な助言を仰ぎ、空家等対策の促進に努める。

3 空き家等対策協議会の設置

法第7条に基づく空き家等対策協議会を設置し、空家等対策計画の策定及び変更に関することや、特定空家等に措置の方針に関すること等について、関係部署及び有識者等を交えて協議する。

4 住民等からの空家等に関する相談等への対応

建設課が窓口となって空家等に関する相談等を受け付け、内容に応じて、関係部署及び関係機関と連携しながら対応する。

関連資料

○空家等対策の推進に関する特別措置法

(平成二十六年十一月二十七日法律第二百二十七号)

(目的)

第一条 この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村（特別区を含む。第十条第二項を除き、以下同じ。）による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

(空家等の所有者等の責務)

第三条 空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。

(市町村の責務)

第四条 市町村は、第六条第一項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

(基本指針)

第五条 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

- 2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項
 - 二 次条第一項に規定する空家等対策計画に関する事項
 - 三 その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項
- 3 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。
- 4 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(空家等対策計画)

第六条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画（以下「空家等対策計画」という。）を定めることができる。

- 2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針
 - 二 計画期間
 - 三 空家等の調査に関する事項
 - 四 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
 - 五 空家等及び除却した空家等に係る跡地（以下「空家等の跡地」という。）の活用の促進に関する事項
 - 六 特定空家等に対する措置（第十四条第一項の規定による助言若しくは指導、同条第二項の規定による勧告、同条第三項の規定による命令又は同条第九項若しくは第十項の規定による代執行をいう。以下同じ。）その他の特定空家等への対処に関する事項
 - 七 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項
 - 八 空家等に関する対策の実施体制に関する事項
 - 九 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項
- 3 市町村は、空家等対策計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 市町村は、都道府県知事に対し、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。

(協議会)

第七条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他

の市町村長が必要と認める者をもって構成する。

- 3 前二項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(都道府県による援助)

第八条 都道府県知事は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他空家等に関しこの法律に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対する情報の提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

(立入調査等)

第九条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。

- 2 市町村長は、第十四条第一項から第三項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。
- 3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その五日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。
- 4 第二項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 5 第二項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(空家等の所有者等に関する情報の利用等)

第十条 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

- 2 都知事は、固定資産税の課税その他の事務で市町村が処理するものとされているもののうち特別区の存する区域においては都が処理するものとされているものために利用する目的で都が保有する情報であって、特別区の区域内にある空家等の所有者等に関するものについて、当該特別区の区長から提供を求められたときは、この法律の施行のために必要な限度において、速やかに当該情報の提供を行うものとする。

- 3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(空家等に関するデータベースの整備等)

第十一条 市町村は、空家等（建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの（周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。）を除く。以下第十三条までにおいて同じ。）に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(所有者等による空家等の適切な管理の促進)

第十二条 市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(空家等及び空家等の跡地の活用等)

第十三条 市町村は、空家等及び空家等の跡地（土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。）に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

(特定空家等に対する措置)

第十四条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。）をとるよう助言又は指導をすることができる。

- 2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。
- 3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。
- 4 市町村長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者

- 又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。
- 5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から五日以内に、市町村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。
 - 6 市町村長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第三項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。
 - 7 市町村長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第三項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の三日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。
 - 8 第六項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。
 - 9 市町村長は、第三項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。
 - 10 第三項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき（過失がなく第一項の助言若しくは指導又は第二項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第三項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。
 - 11 市町村長は、第三項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。
 - 12 前項の標識は、第三項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
 - 13 第三項の規定による命令については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。
 - 14 国土交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。
 - 15 前各項に定めるもののほか、特定空家等に対する措置に関し必要な事項は、国

土交通省令・総務省令で定める。

(財政上の措置及び税制上の措置等)

第十五条 国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項に定めるもののほか、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(過料)

第十六条 第十四条第三項の規定による市町村長の命令に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

2 第九条第二項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九条第二項から第五項まで、第十四条及び第十六条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

○栄村空き家等対策協議会設置要綱（平成 28 年 11 月 30 日要綱第 19 号）

（設置）

第 1 条 「空き家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項」の規定に基づき、栄村空き家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（定義）

第 2 条 この要綱における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

（所掌事務）

第 3 条 協議会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- （1） 空き家等対策計画の策定及び変更に関すること。
- （2） 特定空き家等に係る措置の方針に関すること。
- （3） その他協議会において必要と認められる事項

（組織）

第 4 条 協議会は、次に掲げる者で組織する。

- （1） 村長
 - （2） 総務課長
 - （3） 農政課長
 - （4） 建設課長
 - （5） 商工観光課長
 - （6） 民生課長
 - （7） 秋山支所長
 - （8） 民生児童委員協議会長
 - （9） 村議会議員
 - （10） 法務、不動産、建築等に関する学識経験者
 - （11） 該当となる建物の各地区長（オブザーバー）
- 2 委員は、村長が委嘱し、又は任命する。
 - 3 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任は妨げない。
 - 4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第 5 条 協議会に、会長及び副会長を各 1 人置き、会長は村長をもって充て、副会長は委員のうちから会長が指名する。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、必要に応じて、関係機関等の説明若しくは意見又は助言を求めることができる。

(報酬及び費用弁償)

第7条 委員の報酬及び費用弁償は、「栄村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和44年栄村条例第6号）」の規定を適用する。ただし、第4条第1項第1号から第7号までに規定する委員には支給しない。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、担当課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

附 則（平成29年6月30日要綱第19号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成31年3月25日要綱第8号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月12日要綱第5号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。